

冷凍空調装置の施設基準検討分科会の設置について（案）

1. 趣旨

冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0009～KHKS 0011[※]）は、冷凍空調装置の設置に関する基準であり、法で定める技術上の基準の他に、建物の用途区分と冷凍システムの選定、冷媒ガスの限界濃度の基準（冷媒が漏えいし、狭い空間に充満した場合の酸欠による危険性予防に係る基準）及びフルオロカーボン[※]を冷媒とする冷凍設備に係る安全弁の放出管等を定めている基準である。

平成18年2月1日に開催された冷凍空調規格委員会において、本基準に係る建物の用途区分と冷凍システムの選定、冷媒ガスの限界濃度の基準等の基準等は、国際規格（ISO-5149 冷却及び加熱用機械式冷凍装置システムの安全性必要条件）を元に基準化された経緯があり、ISOの改正を待って見直し改正する旨の検討を行った。

しかし、新冷媒に対応していない現段階の基準では、基準の意味が失われることから、ISOが暫定規格の段階から、検討を着手し、暫定規格を引用した冷凍空調装置の施設基準を制定し、ISOの成案が得られた後、再度改正した方がよいと意見が集約したことから、冷凍空調装置の施設基準検討分科会を設置（常設）することとしたい。

なお、平成18年4月3日に開催された同委員会において、KHKS 0009「フルオロカーボン20トンの施設用」及びKHKS 0010「フルオロカーボン3トン以上20トン未満の施設用」は、ほぼ同内容であることから、一つの基準とした方が利用者にとって便利である等の意見があったことから、一つの基準として、同分科会においては先に検討をし、引き続き、KHKS 0011「アンモニア施設用」の検討を進めて行くこととしたい。

※ 冷凍空調装置の施設基準は事業所の実態に合わせ、以下の3分冊となっている。

KHKS 0009「フルオロカーボン20トンの施設用」

KHKS 0010「フルオロカーボン3トン以上20トン未満の施設用」

KHKS 0011「アンモニア施設用」

2. スケジュール等

- ① 分科会 （5～6回開催して原案を作成する。）
- ② 冷凍空調規格委員会 （原案の審議）
- ③ 技術委員テクニカルレビュー
- ④ 書面投票
- ⑤ パブリックコメント（1～2ヶ月）
- ⑥ 技術委員会プロセスレビュー
- ⑦ 基準制定

3. 分科会委員予定者案

業種バランスシート（略）

4. 運営

本分科会の運営は、技術基準策定手順書による。